

倉敷民商弾圧事件

それ以上の引き延ばしを許してはならない!

第13回 無罪を勝ち取る愛知の会総会

2026年 11月29日 (日)

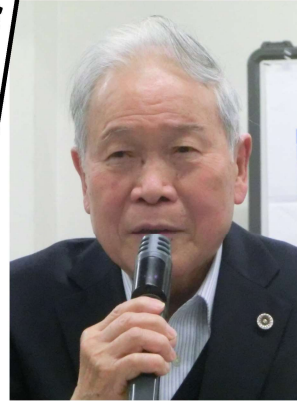
14:00

労働会館東館ホール

金山総合駅から徒歩10分 熱田区沢下町9-7

反撃の時!

<入場無料>



山崎博幸弁護士



禰屋町子さん

倉敷民商事件とは 2014年1月から2月にかけて、倉敷民商の事務局員である禰屋町子（ねやまちこ）さんを、脱税ほう助および税理士法違反で、小原淳さん、須増和悦さんを税理士法違反で逮捕起訴したものです。

民商会員であったI建設がおこなった数年間で数千万円という「脱税」に対し、禰屋さんが「脱税」を手伝い、申告書を作成したというのが理由です。

小原・須増さんの裁判は最高裁まで争いましたが、有罪とされました。

しかし禰屋さんの裁判は岡山地裁で2017年3月3日に「懲役2年 執行猶予4年」の不当判決が出され、広島高裁岡山支部で2018年1月に「破棄、差し戻し」の判決が出されました。

差し戻し審では、検察は有罪立証の証拠などを提出するのに5年間半以上かかり、2023年7月から公判が始まっています。

公判で明らかになったことは、国税局は「禰屋さんは参考人だった」という事と、建設会社は「脱税は頼んでいない」と証言したことです。

禰屋町子さんは12年を超えて被告人の立場にさらされたままです。事件勝利へお力をぜひお貸してください。

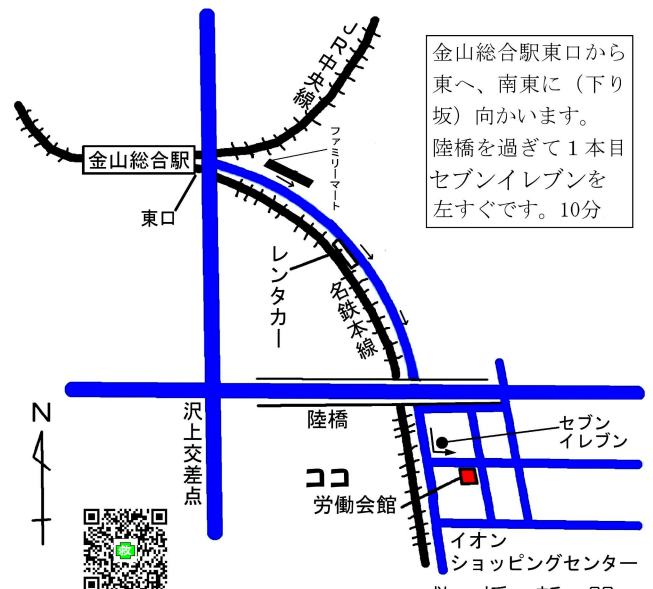
総会にぜひご参加ください。

総会には、この裁判で怒りをあらわにしている山崎博幸弁護士をお迎えします。今後の見通しなどについて、最新の状況をお話しいたします。次回公判は8月21日(金)におこなわれます。

傍聴参加には交通費半額を補助。

来年1月には被告人とされて13年にもなろうとしている、禰屋町子さんからも決意を語っていただきます。

終了後にはお2人を囲んで懇親会。



金山総合駅東口から東へ、南東に（下り坂）向かいます。陸橋を過ぎて1本目セブンイレブンを左すぐです。10分

主催：倉敷民商弾圧事件無罪を勝ち取る愛知の会

事務局：国民救援会愛知県本部 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825

救 援 新 聞
1958年6月10日
第三種郵便物認可